

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年3月19日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	久万高原町 383864
地域名 (地域内農業集落名)	黒藤川・沢渡地区 (釣井・中・上・宮成・二笹・先場・本村)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	54.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	48.1 ha
② 田の面積	25.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	28.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.7 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢73歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化すること等により、優良農地の保全策を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
 農家数:43戸
 主な作物:水稲、トマト、ピーマン、茶

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の特産物である特別栽培米については、受け手となる担い手のためにも、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図るためのスマート農業の導入を進める。併せてトマト・ピーマン等の夏秋野菜の生産に向けた水田の畑地化も段階的に進める。
 また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定新規就農者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。担い手がいない場合は、今後の移住者にも協力を仰いでいく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	3 %	将来の目標とする集積率	5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
中山間地域等直接支払制度を活用する集落数及び面積はない。(令和6年度時点) 今後、当制度の活用も検討して、農用地の集約化の拡大を進める。(令和7年度以降)			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	松山市農業協同組合	栽培指導、資材提供	水稲、野菜等
2	上浮穴水稲防除協議会	農薬空中散布	水稲

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



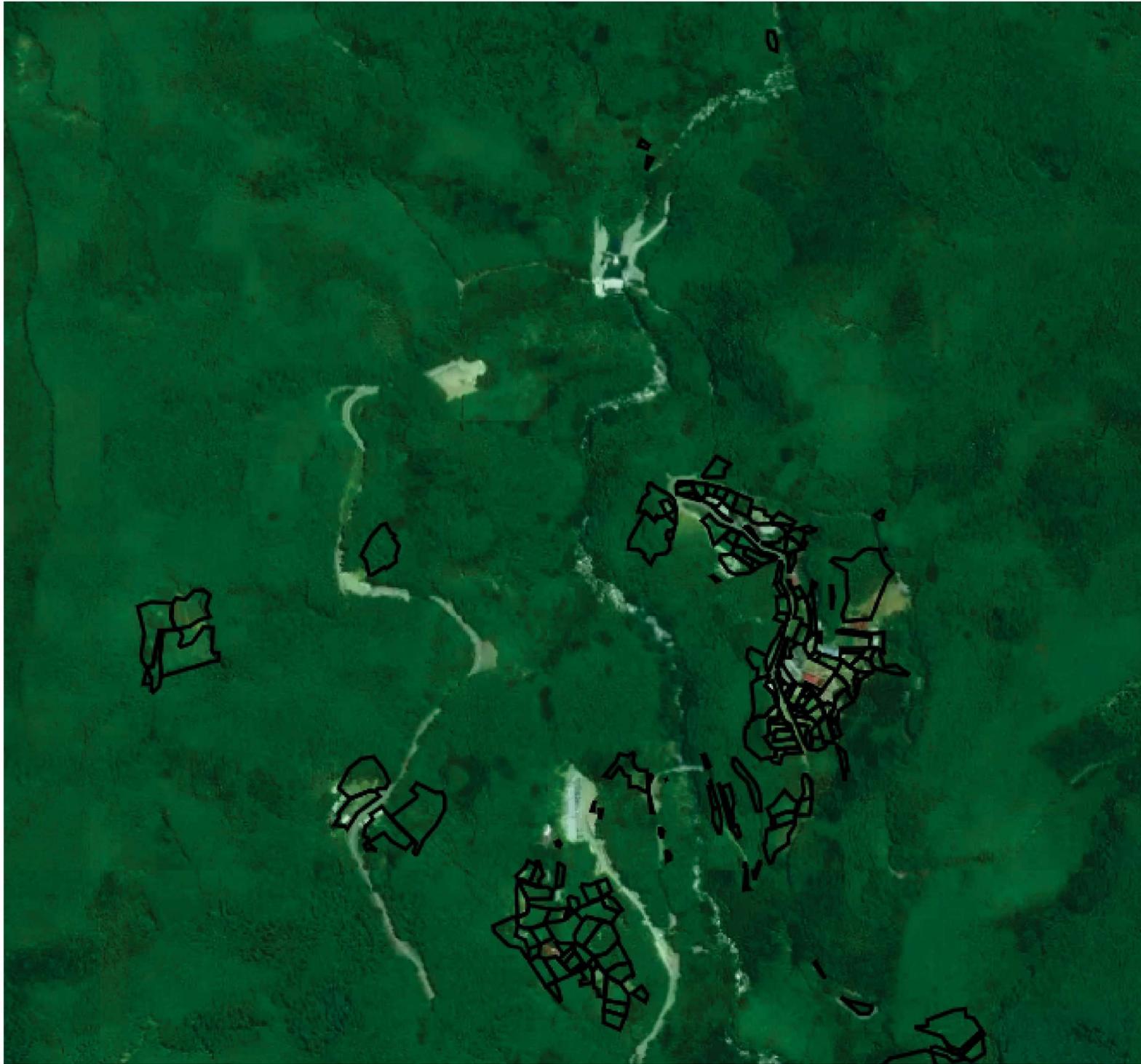
- 1
- 2
- 3
- 4





- 1
- 2
- 3
- 4





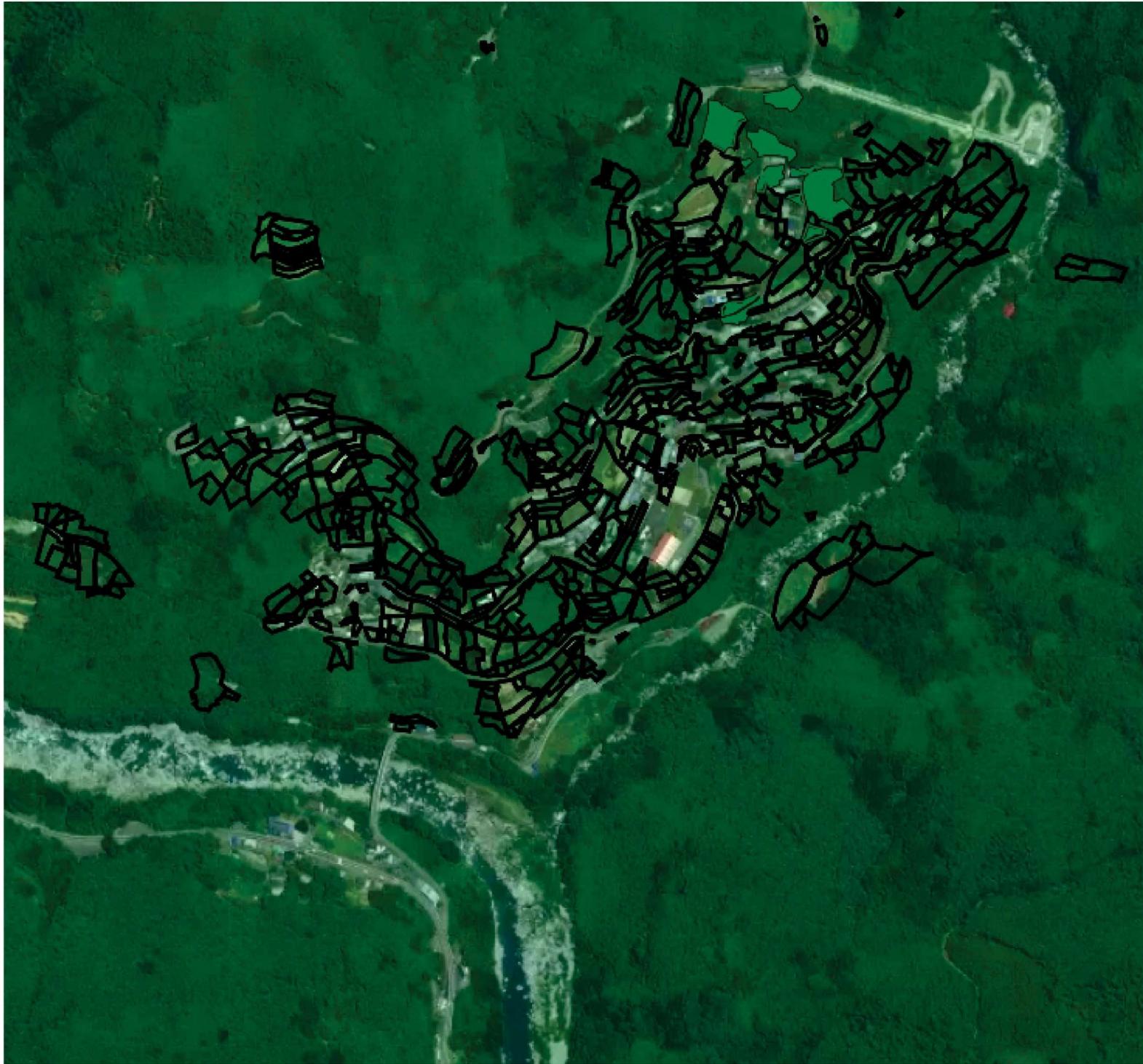
- 1
- 2
- 3
- 4



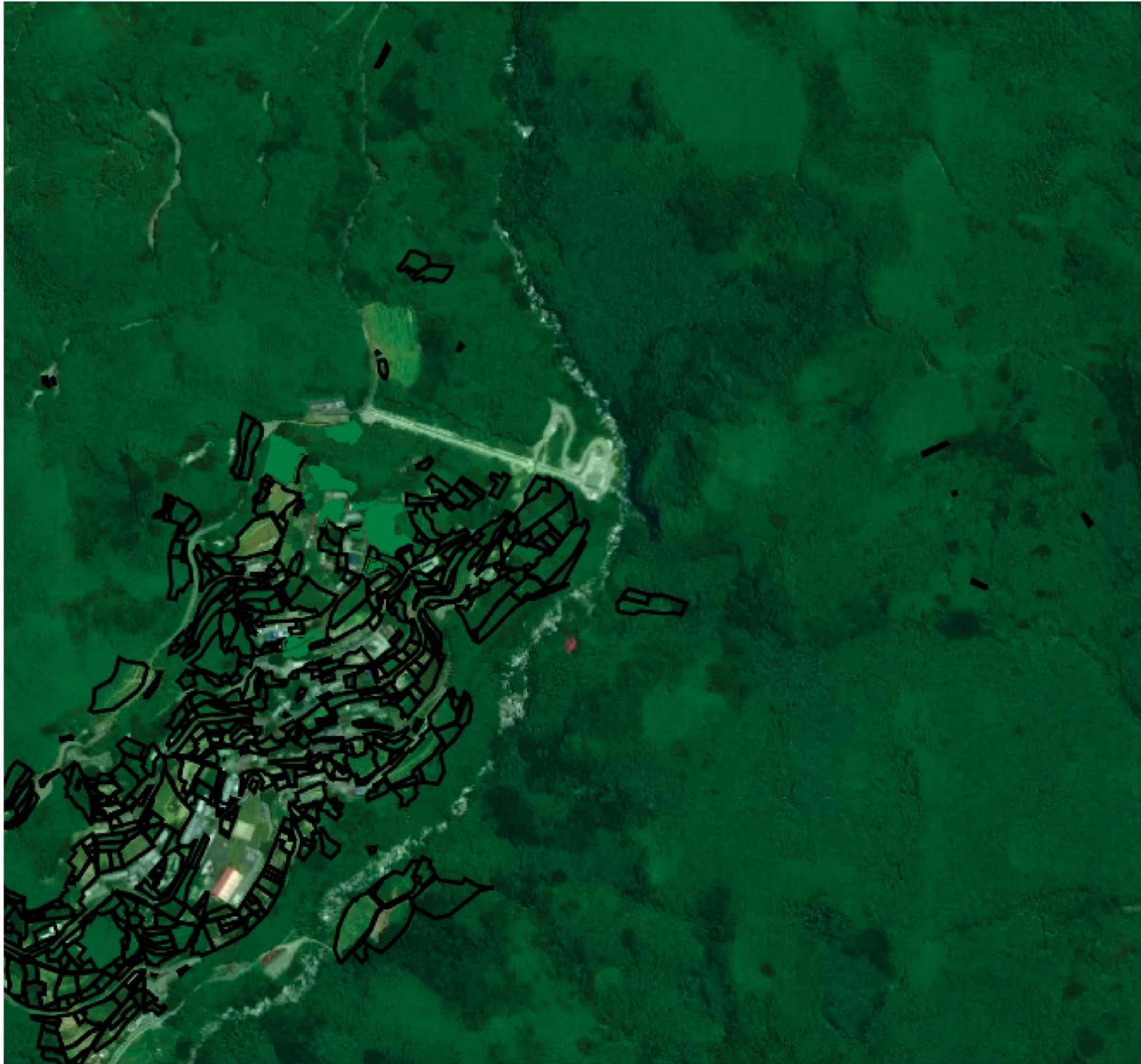


- 1
- 2
- 3
- 4



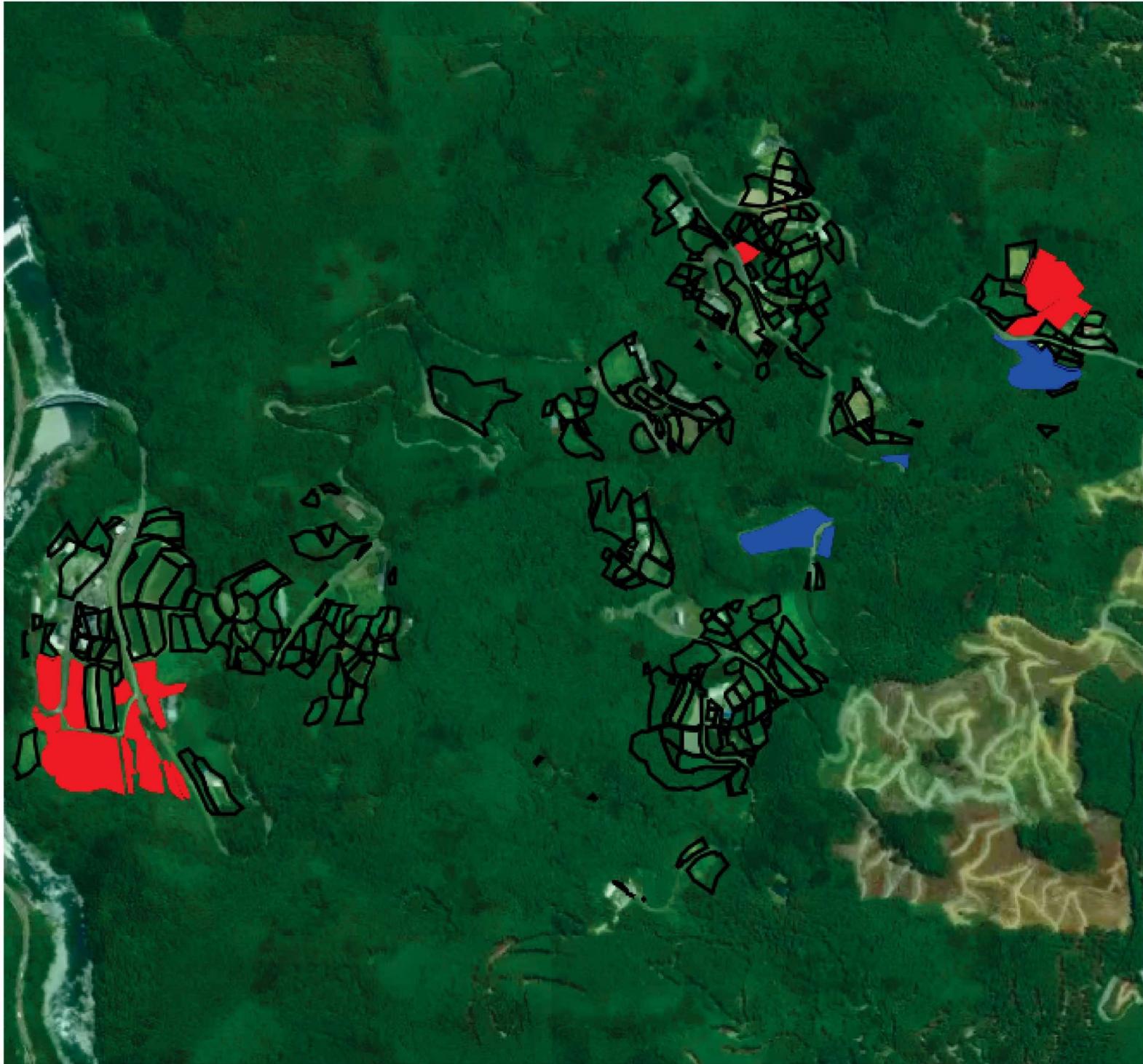


- 1
- 2
- 3
- 4



- 1
- 2
- 3
- 4





- 1
- 2
- 3
- 4



- 1
- 2
- 3
- 4





- 1
- 2
- 3
- 4

